

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

秋田県立特別支援学校の入学希望者の増減に伴い、定員を改定する必要がある。

2 改正内容

秋田県立特別支援学校の学科定員を次のように改定することとする。(別表関係)

〈改定前〉

名 称	部 科	学 科	修業年限	定員
秋田県立 秋田きらり支援学校	高 等 部	普 通 科	3年	46
秋田県立横手養護学校	高 等 部	普 通 科	3年	59
秋田県立稲川養護学校	高 等 部	普 通 科	3年	30

〈改定後〉

名 称	部 科	学 科	修業年限	定員
秋田県立 秋田きらり支援学校	高 等 部	普 通 科	3年	35
秋田県立横手養護学校	高 等 部	普 通 科	3年	56
秋田県立稲川養護学校	高 等 部	普 通 科	3年	27

3 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行することとする。

議案第三十五号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立秋田きらり支援学校の項中「四六」を「三五」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「五九」を「五六」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「三〇」を「二七」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年九月六日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

秋田県立特別支援学校の入学希望者の増減に伴い、定員を改定する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案新旧対照表

新

別表(第二条関係)

秋田県立稲川養護学校		秋田県立横手養護学校		略	援学校	秋田県立秋田きらり支		略	名 称
高 等 部	略	高 等 部	略	略	高 等 部	略	略	略	部 科
普 通 科	略	普 通 科	略	略	普 通 科	略	略	略	学 科
三 年	略	三 年	略	略	三 年	略	略	略	修 業 年 限
二七	略	五六	略	略	三五	略	略	略	定 員
略		略		略	略		略		所 在 地

旧

別表(第二条関係)

秋田県立稲川養護学校		秋田県立横手養護学校		略	援学校	秋田県立秋田きらり支		略	名 称
高 等 部	略	高 等 部	略	略	高 等 部	略	略	略	部 科
普 通 科	略	普 通 科	略	略	普 通 科	略	略	略	学 科
三 年	略	三 年	略	略	三 年	略	略	略	修 業 年 限
三〇	略	五九	略	略	四六	略	略	略	定 員
略		略		略	略		略		所 在 地